

広報・報道資料

令和7年（2025年）7月29日

部 課 名	課 長 名	係 長 名	連 絡 先
産業振興部 産業立地・就業支援課	野田 広一	安成 孝義	083-231-1310

1. 件 名

下関市勤労者総合福祉センター（下関アクティブセンター）の会議室等の利用制限について

2. 内容等

下関市勤労者総合福祉センター（下関アクティブセンター）について、空調設備更新工事の実施に伴い、全ての会議室等の利用を制限（利用できない）する予定です。

なお、アリーナは継続してご利用いただけます。

3. 会議室等の利用制限期間

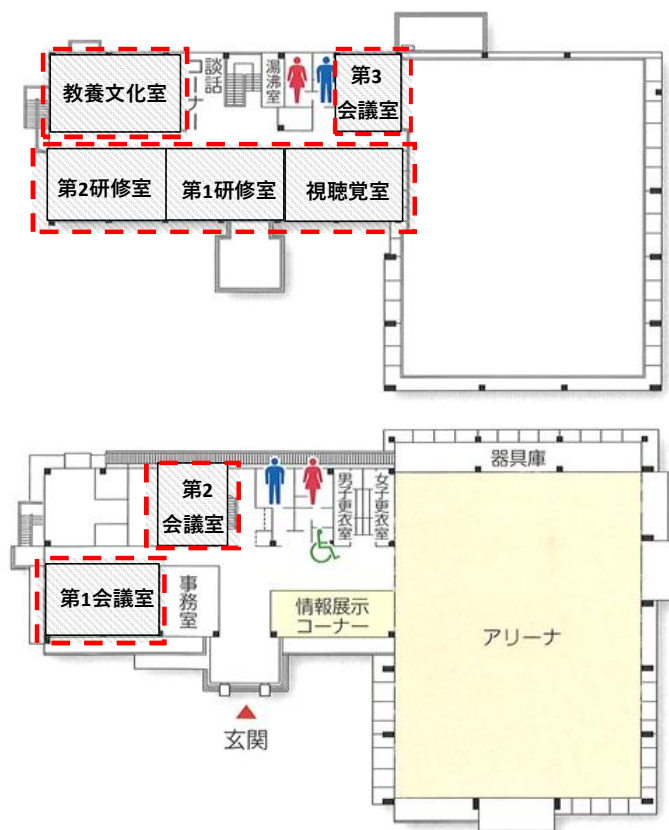
令和7年10月1日（水曜日）から令和8年2月中旬まで（予定）

4. 対象施設

下関市勤労者総合福祉センター（下関アクティブセンター）

（所在地）〒752-0927 下関市長府扇町4番10号

（電 話）083-248-5510



利用制限
= （利用できない）
会議室等

※駐車場の一部、トイレ、更衣室及び
情報展示コーナーについては、工事の
関係上、使用できない時期があります。